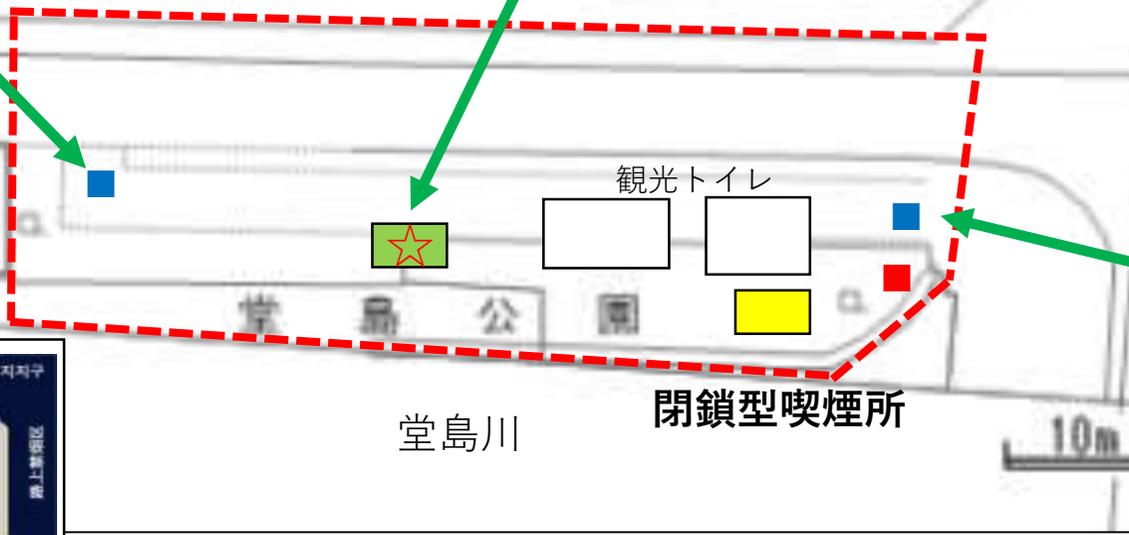


堂島公園の一部及び周辺地域  
(御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)  
の路上喫煙禁止地区の指定について

令和4年9月13日

大阪市環境局

# 1 啓発標示



凡例： ■路面シール（2枚）・ ☆ポスター（2枚）・ ■新設看板（制作中）

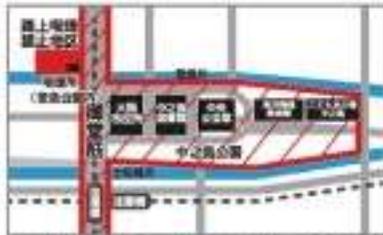
## 2 啓発標示

### ○禁止地区指定

区広報紙（R4年8月号）

**9月1日(木)から  
堂島公園の一部及び周辺地域は  
路上喫煙禁止地区に**

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、9月1日(木)から堂島公園の一部及び周辺地域(御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)が路上喫煙禁止地区になります。路上喫煙禁止地区での路上喫煙は、1,000円の過料が徴収されます。喫煙マナーを守り、快適なまちづくりへのご協力をお願いします。



■ 今日指定する路上喫煙禁止地区 ■ 既存の路上喫煙禁止地区

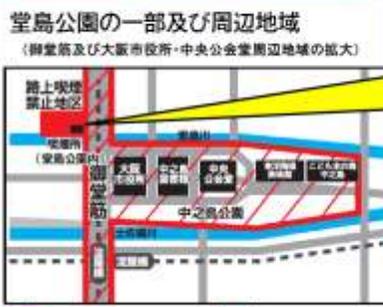
環境局事業部事業管理課まち美化担当  
☎06-6630-3228 ☎06-6630-3581



禁止地区啓発ポスター

令和4年9月1日から、  
新たに「路上喫煙禁止地区」に指定されます。

堂島公園の一部及び周辺地域  
(御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)



公園及び公園周辺の歩道での喫煙において、**喫煙所以外**の喫煙は過料(1,000円)の対象となります。



不 大阪市

禁止地区周知用啓発物



### ○条例改正

市広報紙（R4年9月号）

路上喫煙の防止に関する  
条例の一部を改正しました

路上喫煙禁止地区内では、市が設置した喫煙所付近であっても、喫煙所の範囲外で喫煙している場合1,000円の過料を徴収します。喫煙所の範囲内でマナーを守った喫煙をお願いします。

環境局事業管理課  
☎6630-3228 ☎6630-3581

条例改正周知ポスター

大阪市路上喫煙の防止に関する条例が改正され  
令和4年9月1日から施行されます

ご注意ください！  
**喫煙所の範囲外  
の喫煙は過料  
(1,000円)の  
対象になります**



# 3 閉鎖型喫煙所

## ○外観



## ○夜間の外観



### ○基本情報

供用開始日：令和4年8月31日

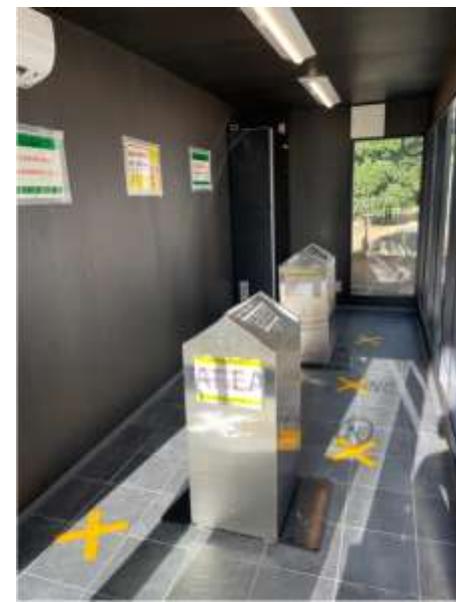
利用時間：午前8時～午後8時

建築面積：12.77㎡

定員：10名（令和4年9月時点）

喫煙所内設備：灰皿2台、空気清浄機1台、エアコン1台

## ○喫煙所内部



# 「たばこ市民マナー向上エリア制度」

## 応募団体資料

No.1 大東商店街

No.2 阪急東通第一商店会